

くろまぐろに関する ブロック説明会

令和6年8月
水産庁

議題

1. 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について
2. WCPFC北小委員会等の結果について
3. 国内配分に関する今後の検討スケジュールについて
4. その他

1. 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正等について

2

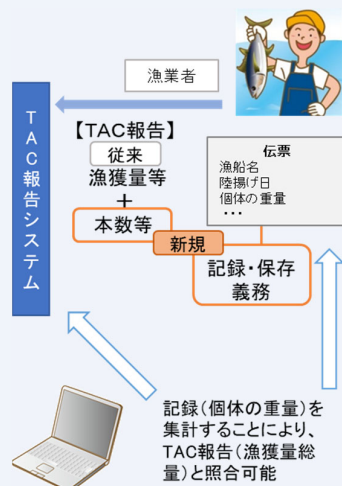
1-1. 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。

1. 漁業法の一部改正

- (1) 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。
- ① TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加する。（第26条及び第30条）
 - ② TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付ける。（第26条及び第30条）
 - ③ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。（第192条及び第200条）
 - ④ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。（第27条及び第34条）
- (2) 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設などその他の所要の改正を措置。（第195条）

【令和6年6月26日公布】



3

1- 1. 漁業法及び水産流通適正化法の一部改正について

2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

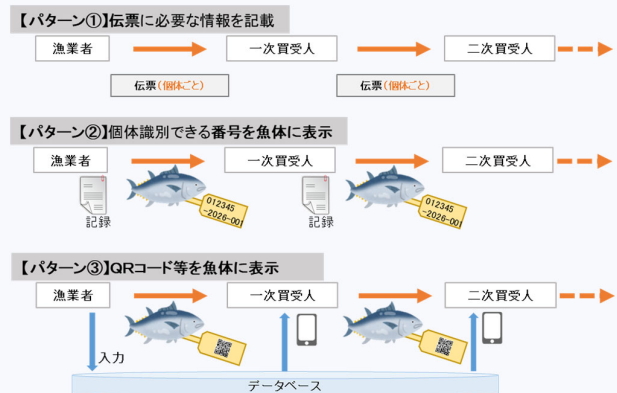
(1) 特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）について、

- ①取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（第7条及び第8条）
- ②取引記録の作成・保存（第9条）
- ③輸出時の適法漁獲等証明書の添付（第13条）を義務付ける。

(2) 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。

(3) 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること（第14条～第30条）、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること（第37条）などその他の所要の改正を措置。

<想定される情報伝達パターン>



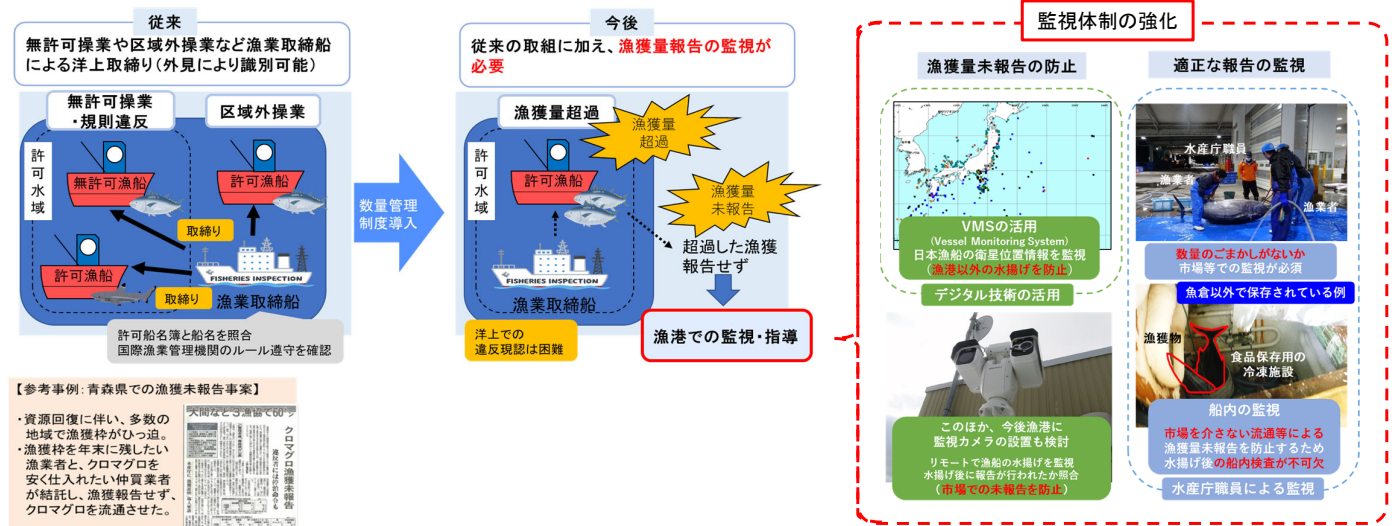
※その他、法改正に伴い改正が必要となる持続的養殖生産確保法第4条第1項の表現を適正化する。

- 主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

4

1- 2. 漁獲監理官の設置（漁獲物の監視・検査体制の強化）

- 国際的にIUU（違法・無報告・無規制）漁業の撲滅が強く求められるとともに、地域漁業管理機関において漁獲量の管理を中心とした資源管理が行われている中、我が国においても改正漁業法において漁獲可能量（TAC）による数量管理を基本とした資源管理を推進。
- 一方で、国内で漁獲量報告に係る疑義案件が発生（例：大間等でのクロマグロ漁獲未報告事案（青森県））。
- 国内の資源管理の実効性を高めるため、本年4月に漁獲監理官を新設し、従来の取締船による洋上監視に加え、漁獲物の陸揚港における漁獲量報告の監視・検査体制を整備。



5

2. WCPFC北小委員会等の結果について

6

2-1 WCPFC北小委員会等の結果（概要）

1. 日時・場所

(1) 日程：

7月10～14日 WCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会
7月15～16日 WCPFC北小委員会

(2) 場所：釧路市

2. 出席国等

日本、米国、カナダ、韓国、台湾、NZ、フィジー、バヌアツ、ミクロネシア、マーシャル諸島、ツバル、豪州、メキシコ※¹、EU※¹、フィリピン※²、中国※²（他、関係する国際機関、NGO等が出席。）

※¹ WCPFC北小委員会・IATTC合同作業部会のみ出席

※² WCPFC北小委員会のみ出席

（我が国からは、福田水産庁資源管理部審議官（政府代表）ほか
が出席）

3. 結果概要

【WCPFC(西部太平洋)】

WCPFC北小委員会が、2025年以降の措置として、以下の増枠等を勧告（措置は2026年に見直すことを明記）。

○漁獲上限

小型魚（計：4,725トン ⇒ 5,125トン（400トン増枠））

- ・日本：4,007トン ⇒ 4,407トン（10%、400トン増枠）
- ・韓国：718トン ⇒ 718トン（増枠なし）

- ・0歳魚（2kg未満）の漁獲が増えないよう努める。

大型魚（計：7,609トン ⇒ 11,869トン（4,260トン増枠））

- ・日本：5,614トン ⇒ 8,421トン（50%、2,807トン増枠）
- ・韓国：30トン ⇒ 501トン（471トン増枠※）
- ・台湾：1,965トン ⇒ 2,947トン（50%、982トン増枠）
- ・NZ、豪州は、それぞれ200トン、40トンまで漁獲可能。
- ※ 韓国については、現行の漁獲枠が僅少であるため、300トンの追加と小型魚増枠分の振替による増枠を実施。

○当初の漁獲枠の17%を上限に、未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルール化（年限なく適用）

○小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を1.47倍して大型魚に振替可）について、適用上限（韓国40%、日本等30%）を撤廃し、一般ルール化（年限なく適用）

2-2 WCPFC 北小委員会等の結果（概要）

3. 結果概要（前スライドの続き）

【IATTC（東部太平洋）】

合同作業部会において、2025年及び2026年に適用される措置として、IATTCが以下の増枠等を検討することに合意。

（従来どおり、2年分のブロッククォータ）

- ・米国：1,017トン ⇒ 1,822トン（50%＋300トン増枠）
- ・メキシコ：6,973トン ⇒ 10,763トン（50%＋300トン増枠）
- （計：7,990トン ⇒ 12,585トン（4,595トン増枠））

【合同作業部会におけるその他の議論】

○太平洋クロマグロの管理状況の報告

太平洋クロマグロの国内管理状況について報告し、青森で生じた未報告事案を踏まえ、漁業法及び水産物流通適正化法の改正、漁獲監理官の新設等の管理強化策を講じた旨報告。

○監視取締措置

各国が実施している監視取締措置に関する報告義務を設け、2025年以降、合同作業部会で統一的な監視取締措置を検討していく手続きを定めた保存管理措置に合意。

4. 今後の予定

2024年	9月2日～6日	IATTC 年次会合（パナマ）
	11月28日～12月3日	WCPFC 年次会合（フィジー）

8

3. 国内配分に関する 今後の検討スケジュールについて

3-1. 今後の検討スケジュール

- 今後、水産政策審議会資源管理分科会の下に設置された「くろまぐろ部会」を開催し「配分の考え方」を検討

2024年

8月～

↓今ここ

ブロック説明会の開催（8/9札幌、8/21東京、8/23福岡、8/27新潟、8/29仙台）

北小委の結果を踏まえて国内配分について意見聴取

9月～

12月上旬

くろまぐろ部会の開催（全3回程度）

北小委の結果及びブロック説明会で出た意見等を踏まえ、「配分の考え方」を検討

11月28日～

12月3日

WCPFC年次会合（保存管理措置が決定）

12月上旬

TAC意見交換会、水産政策審議会への諮問を経て配分の決定

2025年

1月～

大臣管理区分の令和7管理年度開始

4月～

都道府県（沿岸漁業）の令和7管理年度開始

10

3-2. 令和4管理年度以降の配分の考え方（概要）

	基本的考え方	都道府県ごとの配分	留保等の配分		
			配慮すべき事項	資源評価に用いるデータへの配慮	未利用分の繰越しの取扱い
小型魚	WCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））を基本として、近年の漁獲実績（平均漁獲実績）を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する。 大型魚について、令和3管理年度までの配分数量が、	漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2010-12年（平成22-24年）を基準	- 留保は、まき網漁業の配分量から捻出（250トン）されているが、我が国の漁獲枠の超過リスクが低減していることから、100トン程度を国が保持する小型魚の留保とする。 - 継続的に資源の回復を図るため、全体として小型魚から大型魚に漁獲可能性をシフトさせることとし、小型魚から大型魚に漁獲枠を振り替える場合に適用される1.47倍のメリットを享受するため、我が国全体の振替量400トン以上を目指す。 - 国の留保する数量の削減等の結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う	一部地域のひき縄漁業（加入量の指標算出に使用）に対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分	我が国全体で繰り越す数量と各配分量の繰越量の合計との差分は国が留保 この繰越分に係る留保を配分する際には、漁法の特性に起因する事項（混獲回避等）への配慮及び資源評価に用いるデータの収集への配慮を行う
大型魚	WCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績よりも少ないかつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降はWCPFCの基準年（2002-04年（平成14-16年））の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとする。	漁獲量規制が始まる以前の直近年の漁獲実績を基準とし、2015-17年（平成27-29年）の4月から翌年3月の漁獲実績を基準	- 漁獲状況を考慮し、留保から沿岸漁業に対して当初に上乗せ配分を行う 都道府県の直近の最大漁獲実績等を勘案して、留保している数量から当初に上乗せ配分 - 配分量が少なくなり漁獲管理が難しい都道府県に対し、一定の数量を当初に上乗せ配分 - 混獲が想定される漁業種類（かじき等流し網漁業）に対しても、一定の数量を当初に上乗せ配分 - 小型魚から大型魚に漁獲可能性を振替えた管理区分については、一定の数量を当初に上乗せ配分 - 我が国の漁獲枠の超過リスク及び遊漁による採捕量を一定程度考慮し、100トン程度を国が保持する大型魚の留保とする。	資源の増大等によりデータの収集のために配分した数量が不十分な場合は、必要な数量を留保から追加配分することができる	大型魚は沿岸漁業等を優先して配分

11

3-3. これまでの国内配分の変遷

小型魚	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1の数量	基礎的な配分(2019年)	令和6管理年度の基礎的な配分	2002-04年の平均漁獲実績の2分の1に対する配分割合(%)
	a		b	b/a
大中型まき網漁業	2,272.0	1,500.0	1,200.0	52.8
かじき等流し網漁業等	1,735.0	44.0	44.0	131.0
かつお・まぐろ漁業		62.0	25.0	
都道府県(沿岸漁業)		1,885.3	2,196.9	
留保	-	265.7	99.1	-
合計	4,007.0	3,757.0	3,565.0	-

大型魚	2002-04年の平均漁獲実績	基礎的な配分(2019年)	令和6管理年度の基礎的な配分	2002-04年の平均漁獲実績に対する配分割合(%)
	A		B	B/A
大中型まき網漁業	3,098.0	3,063.2 (振替前2,813.2)	3,641.0	117.5
かじき等流し網漁業等	752.0	9.4	21.6	103.0
かつお・まぐろ漁業		362.6	754.3	
都道府県(沿岸漁業)	1,032.0	1,571.0	1,746.0	169.2
留保	-	125.8	100.8	-
合計	4,882.0	5,132.0	6,263.7	-

12

3-4. 「配分の考え方」の見直しにおいて議論が想定される主な事項

【想定される主な事項】

項 目	現 状
○ 配分基礎	WCPFCの基準年(2002-04年)が基本
○ 「配慮すべき事項」	沿岸漁業、漁法の特性に起因する事項(混獲回避等)、資源評価に用いるデータの収集への配慮
○ 繰越しルール	各区分の繰越しは10%を上限とし、残りは留保へ繰り入れた上で沿岸漁業へ配分
○ 国の留保	小型魚、大型魚とも100トン程度を留保し、大型魚は40トン程度で遊漁に対応
○ 小型魚から大型魚への転換対策や振替規定(1.47倍)	我が国全体で振替量400トン以上

【参考:配分の考え方_抜粋】

(3)増枠時の対応

具体的な増枠時の配分は、増枠時点での資源の状況、国際情勢、混獲回避技術の向上等の技術開発の進捗状況により決めるべきではあるが、その際には過去の漁獲実績を考慮しつつ、混獲回避を行うなど漁獲枠管理の負担の大きい漁業者や獲り控えた都道府県、漁業等に対して配慮することを検討すべきである

13